

多機能型障害福祉サービス事業所手作り工房どーなつ工賃支払規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人稚内木馬館が設置する多機能型障害福祉サービス事業所手作り工房どーなつ（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの利用者が生産活動に従事した場合に支給する工賃の支払に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「工賃」とは、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額をいう。

(工賃支給の対象者)

第3条 この規程による工賃支給の対象者は、指定就労継続支援B型の利用者とする。

(工賃の額)

第4条 工賃の額は、1時間につき250円とする。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(工賃の支給日)

第5条 工賃の支給日は、翌月の10日とする。ただし、その日が事業所の営業日でないときは、前日を支給日とする。

(備付諸帳簿)

第6条 工賃の支払状況を記録整理するため、次に掲げる簿冊を備えるものとする。

(1) 作業出勤簿

(2) 工賃支給台帳

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行し、平成25年5月分の工賃から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行し、平成28年6月分の工賃から適用する。